

委託契約約款

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)及び受託者(以下「乙」という。)は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 乙は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。)し、甲は、その契約代金を支払うものとする。

3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。

4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(内訳書及び工程表)

第2条 乙は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、委託業務代金内訳書(以下「内訳書」という)を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

2 乙は、この契約締結後7日以内設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、省略することができる。

3 内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 乙は、この契約締結後7日以内に委託業務着手届出書を、甲に提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したものと及び第31条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 乙は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下本条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、乙がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、乙に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に乙が当該権利の一部を甲に無償で譲渡することにより、甲乙の共有とするものとする。

2 甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 乙は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、甲は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

4 乙は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該契約の履行の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 乙は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物

を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、甲乙協議して定める。

6 甲は、乙が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、乙が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 乙は、次条ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 乙は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

（特許権等の使用）

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 乙は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、甲に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、甲乙協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 乙は、契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後7日以内に、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も同様とする。

2 現場責任者は、契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 乙は、契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。

（履行の報告）

第10条 乙は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、甲に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 乙は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において甲の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。

3 甲は、乙から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

（支給材料及び貸与品）

第12条 甲から乙に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 甲は、支給材料又は貸与品を乙の立会いの上、甲の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めるときは、乙は、遅滞なく、その旨を甲に通知しなければならない。

3 乙は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めるときは、省略することができる。

4 甲は、乙から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 甲は、前項の規定にかかわらず、乙に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 甲は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 甲は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支

給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないと認めるときは、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 乙は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、甲に返還しなければならない。

11 乙は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 乙は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、甲の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 乙は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、甲が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 甲は、前項の不適合が甲の指示による等甲の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 乙は、契約の履行に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を甲に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 甲は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 甲は、前項の規定による調査について、乙の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、乙に通知しなければならない。ただし、甲は、当該期間内に乙に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意

見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が甲及び乙によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し、設計図書を訂正する場合甲が行う。

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うものは甲が行う。

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴わないものは甲乙協議して行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 甲は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって乙の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、乙が契約を履行できないと認められるときは、甲は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに乙に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認め

るときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第18条 甲は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、乙に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

3 前2項の場合において、甲は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第19条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、履行期間を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第20条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項又は第18条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。

3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第3項、第22条第4項、第23条ただし書又は第29条第3項の規定により甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第21条 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不相当となったと認められるときは、甲又は乙は、契約代金額の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、契約代金額を変更し、乙に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

(臨機の措置)

第22条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ、甲の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 乙は、前項の場合においては、その執った措置の内容について甲に直ちに通知しなければならない。

3 甲は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、乙が契約代金額の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、甲がこれを負担する。

(一般的損害)

第23条 契約の履行について生じた損害(第24条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、乙の負担とする。ただし、当該損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、甲がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第24条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)について

は、甲がこれを負担しなければならない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙がこれを負担しなければならない。

3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協議してその処理解決にあたるものとする。

（契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第25条 甲は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第3項、第21条第1項若しくは第2項、第22条第4項、第23条又は第29条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、甲は、設計図書の変更の内容を定め、乙に通知するものとする。

2 前項の協議の開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知する。

（中間検査）

第26条 乙は、契約の履行に関し、甲が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に立会いの上、甲の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、甲乙協議して定める。

3 乙は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 乙は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

（完了検査）

第27条 乙は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞な

く、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、乙の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲がこれを負担しなければならない。

3 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

（契約代金の支払）

第28条 乙は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、甲に契約代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（完了検査前の使用）

第29条 甲は、第27条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定による使用により乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（部分払及び部分検査）

第30条 乙は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、甲に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ甲の指定するところによる。

3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を甲に請求しなければならない。

4 甲は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、乙の立会いの

上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、乙の負担とする。ただし、甲の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、甲が負担しなければならない。

5 乙は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、甲の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 乙は、第4項の規定による検査に合格したときは、甲に部分払を請求することができる。この場合において、甲は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第31条 乙は、甲が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、乙は、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は乙が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第32条 甲は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、乙に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、甲は、当該修補を求められない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。

4 甲は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、甲がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料

の性質又は甲の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、乙がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第33条 乙の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、契約代金額から履行済部分に相当する契約代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。ただし、遅延日数は、甲の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。

3 甲の責めに帰すべき理由により、第28条又は第30条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第33条の2 乙は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の審決が確定したとき(乙が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。)

(2) 乙が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は乙が当該訴えを取り下げたとき。

(3) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1

項に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第34条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかでないとき。

(3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。

(4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は認可等を失ったとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(7) 第36条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、乙は、契約代金額(契約の一部の履行があったときは、これに相当する金額を控除した額とする。)の10分の1以内において甲の定める額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第34条の2 甲は、この契約に関して、乙が第33条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第35条 甲は、契約の履行が完了しない間は、第34条第1項及び前条に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第36条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金

額が3分の2以上増減したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第37条 甲は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金額を乙に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

2 乙は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 乙は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 乙は、この契約が解除になった場合において、履行場所に乙が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち甲に返還しないものを含む。)があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

5 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を

負担しなければならない。

6 第3項前段又は第4項前段の規定により乙が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第34条及び第34条の2の規定に基づくとき。甲が定める。

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。乙が甲の意見を聴いて定める。

8 第2項後段、第3項後段及び第4項の規定により乙が執るべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

(相殺)

第38条 甲は、この契約に基づいて甲が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて乙が負う債務と相殺することができる。

(補則)

第39条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。